

特定施設

騒音規制法	振動規制法
<p>1 金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに 限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75キロワット以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。) ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシーン リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といをしを用いるものに限る。)</p>	<p>1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワッ ト以上のものに限る。)</p>
<p>2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上の ものに限る。)</p>	<p>2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p>
<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の 定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p>	<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の 定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p>
<p>4 織機(原動機を用いるものに限る。)</p>	<p>4 織機(原動機を用いるものに限る。)</p>
<p>5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練 容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のもの に限る。)</p>	<p>5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワ ット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリ ート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの に限る。)</p>
<p>6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。)</p>	<p>6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)</p>
<p>7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) ハ 破木機 ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワッ ト以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。) ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワッ ト以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。) ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p>	<p>7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)</p>
<p>8 抄紙機</p>	<p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外の もので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)</p>
<p>9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)</p>	<p>9 合成樹脂用射出成形機</p>
<p>10 合成樹脂用射出成形機</p>	<p>10 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</p>
<p>11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</p>	

※空調機器について:特定施設となる圧縮機は「日本標準商品分類」における「圧縮機(冷凍機を除く。)」であり、空調機器の圧縮機は冷凍機に分類されることから、特定施設に該当しません。ただし、室外機のファンが7.5キロワット以上であれば特定施設の送風機に該当します。